和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成20年7月4日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所裁判員候補者待機室

第3 出席者

(委員)

岡田隆弘,加藤朋寛,月山純典,成川洋司,西平都紀子,畑 純一, 松本哲泓,森口佳樹 (欠席者)川端真理,眞野 廣 (五十音順,敬称略)

(事務担当者又は庶務)

梅北民事首席書記官,福本刑事首席書記官,新津事務局長, 木村家裁総務課長

第4 議事

【発言者/ :委員長, :1号委員(学識経験者), :2号委員(弁護士),:3号委員(検察官), :4号委員(裁判官), :事務担当者又は庶務】

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 前回委員会の意見に対する当庁の取組
 - (1) 傍聴時に,何が行われているのか分かりづらいので,今何をしているの かが分かるような工夫がほしいのではという指摘について

集団傍聴の冒頭には具体的事件の説明を行っている。また,「法廷ガイド」 というリーフレットを配布しているので,今後は,リーフレットを利用しな がら、傍聴する事件がどの段階にあるのかを説明するようにしていきたい。

(2) 自由に傍聴できることを知らない人が多いのではないかとの指摘について

これまでもホームページなどを通じてお知らせしてきたが,今後も機会 あるごとに,自由に傍聴できることも含めて広報活動を行っていきたい。

(3) 中庭を駐車場として使用してはという指摘について

中庭に入る通路部分が,ちょうど刑事事件で身柄を拘束されている被告人 や被疑者が通行する所と重なるため,一般の車両がそこを通行して中庭に出 入りすることは,逃走防止やプライバシー保護の点から難しい。

(4) ラインの引き方を工夫すれば,予算を使わずに駐車台数を増やすことができるのではないかとの指摘について

今後ラインを引き直す際には、引き方について工夫し、1台でも多く駐車 することができるようにしたい。

(5) 北側廊下が暗すぎるとの指摘について

本委員会で指摘を受けてから,明らかに暗すぎると思われる廊下については,点灯するようにした。今後も,節電のみの観点ではなく,外部の方の目で見て,必要な所には照明を灯すようにしたい。

- 5 裁判員制度 D V D (ワンポイント解説)上映
- 6 裁判員制度に関連する施設見学
- 7 意見交換等【公開時には仮名で表示】

テーマ「もし裁判員に選ばれたら」

まず,裁判員制度が委員の周囲の方々にどのくらい浸透しているかをお聞きしたい。

商工業関係の経営に携わる人などでは、詳細な点まではともかくとして、 一応認識はしていると思う。ただ、裁判員制度開始まであと1年を切って、 ちょっと見直す点が出てきているのかなと感じている。 私の周りは、裁判員制度が始まるということはわりと広がっているが、実際に細かいところまでは考えていないと思う。いざ、自分が裁判員に選ばれたときに本人も企業もいろんな問題が生じて、それからいろんなことが決まっていくのではないかと思う。できれば、今のうちに社員やアルバイトが裁判員に選ばれれば企業はこうなるというような情報をPRしていただければありがたい。

学生に関しては若い学生ほどよく裁判員制度のことを知っている。裁判所の宣伝効果があったのか、受験勉強や高校のときにある程度聞いている。年 輩の主婦の方々は、裁判員制度のことを知らない人が多いみたいだ。

学生は,やってみたいという人が多い。

裁判員制度という名称は9割以上の人が知っているという状況になってきている。しかし、刑事裁判の手続を知らないし、裁判員制度の細かい問題になってくると理解できていない。だから、知らない制度に参加するということですごく不安がある。統計によると、中身までよく理解している人ほど参加意欲は高い。どのようなところに不安があるかお聞きしたい。

3点ある。普通,技術でも何でも,初級から中級,上級というような形で 教えていって,経験とキャリアを積んでいくと思う。なぜいきなり重大事件 だけに裁判員制度が導入されるのかというのが1点目の不安である。

2点目の不安は,企業の側から,従業員が裁判員に選任されたときの代替の問題である。特に,中小企業は,ほとんど現状でも窮しているので,事前に代替の問題を検討することは考えられず,従業員が裁判員に選任されればぶっつけ本番で対処せざるを得ないというのが本音だと思う。

3点目は、最近はあまり言われなくなったが、それなりに顔の知られた人が裁判員に選任されたときには、いくら名前が公表されなくても、裁判員をしていることは世間に知られてしまう。そのときの身の安全はどのようにして確保してもらえるのかという不安である。

6週間も前に通知があると、それ以後通常の生活の中で気持ちの負担がすごく大きくなると思う。

例えば、どう考えても死刑しかないような事件で、自分が賛成してしまって、後にその人が執行されたりしたときに、自分が賛成したからこうなったのではないかなというふうなことで、後々まで、精神的なショックを引きずるんじゃないかという不安を言う人がいました。

それから,ある日突然1日だけ子どもを預かってくれと言ったときに預かってくれる場所があるだろうかという不安が子育ての世代にはあるのではないか。

裁判員制度が導入された理由というのは、司法に国民の意思を取り入れようということが一番大きかったと思う。そうすると、国民の関心の高い、重大事件にこそ国民の意見を取り入れるというのが主眼だったと思われる。確かに議論としては、最初に軽い事件からやろうという議論もあったが、本格的に司法制度を変えるために国民の意思を入れるのだったら、最初から目的にそった対象を取り入れようという考え方で始まった制度だと思う。

新聞に掲載されている事件も重大事件であり、国民が関心を持つ分野というと重大事件だと思う。そういう関心を持っているところにこそ、民意を反映させたいということだと思う。それと、裁判官にとっても被告人にとっても、有罪と認定されて刑務所に行くとすれば、それが1年であってもその人の人生は左右される。そうするとその人にとって事件の大小というのはないはずだと思う。確かに裁判する側の心理的な負担という面でみれば、有罪になって死刑判決、無期懲役とか懲役20年とか、ものすごく大きな刑を決めるのであれば、精神的に負担なのだけれども、裁判を受ける側からは懲役1年か2年の事件であっても軽い事件だとは言えない。だから、軽い事件で練習というふうな考え方は、軽いと言われている事件の被告人に失礼だと思うし、理論的ではないだろうと思う。その上で、重大事件をやることによって

生ずる負担をどうするかということを考えていくべきだと思う。

私も国民の参加型の裁判員制度自身は賛成である。重大事件も取り扱うのもいいと思う。ただ,裁判員として選ばれる人には,いろんな生活環境がある。しっかりした人もいれば,あまりそういう社会経験がない人もいる。裁判員に当たる件数が増えるかもしれないが,それなりの形の事件も対象にしたらいいのではないかと思う。

待っている間の精神的負担というのは,通知に手続説明も添付して,何をするかがわかればある程度負担は軽減されるのではないか。また,名簿に登載されただけでは,当たらない場合もあることを明示し,不安があれば,裁判所に質問してくださいというような書面を入れておけばいいのではないか。

裁判員の皆さんは、ここへ来て選ばれるかどうかどきどきしながらやってきて、あれよあれよという間に選ばれる。選ばれたら、すぐに法廷が待っていて、いきなり起訴状朗読、冒頭陳述と難しいことがあって、しかも、手続の流れも知らない。多分最初はパニックだろうと思う。状況がわかってくるのは、2日目ぐらいからに違いない。そうすると、充実した審理のためにも、裁判員に選任されてから法廷のドアを開けるまでに、突然選ばれた裁判員の皆さんがゆとりを持てるような準備が大事じゃないかなと思う。

今日法廷へ入ってみて,実際に裁判員になった方は大変だろうなというのが正直な気持ちとして実感する。突然見知らぬ人を目の前にして,検事が起訴状を読み上げ,冒頭陳述があり,弁護士が冒頭陳述をやる。一体何なんだろう。なんと私は運が悪いのだろうと思ってしまう。それをフォローするのは,広報以外にあり得ないと思う。どういうことが,いつごろ,どういうスケジュールで行われるのかについて,いかに事前にたくさんの情報を送り続けられるかが問題なのではないかという気が改めてした。

裁判員候補者として名簿に登載された人を対象として、ガイダンスを行え

ばいいのではないか。

そのようなガイダンスを開いておけば,具体的な事件で呼び出されたときに,多少来やすいということになる。子供を抱えている人は辞退事由にはなるけれども,辞退されない場合については,一応環境整備は行っている。

裁判所から一番近い和歌山市立の保育所と私立の保育所と調整しているので,おそらくそこで一時保育をしてもらえると思う。

小さい子供の養育については,割と進んでいるが,介護を要する人を抱えている人の問題は進んでいない。

環境整備という面では、駐車場の問題もあるが、今ある以上に裁判員用の 駐車場を確保する特別な対策はとれない。これまでの模擬裁判などの状況からは大丈夫であろうと推測している。

目の悪い人や耳の悪い人などが参加するときに、裁判所に来てもらうまでは補助する手段はないが、裁判所に来ていただいた後は、職員が補助する態勢はとっている。

知的障害の方はどうなるのか。

障害の程度によって、選任手続の中で検討することになる。

裁判員を終えた後の精神的ケアについても検討はしている。死刑は精神的な負担が重いので,死刑が問題となるような事件の模擬裁判を行えばいいという意見もあるが,模擬裁判で理論的にこういう事件だったら死刑が相当だという判断であれば何の精神的苦痛もない。生の事件で,理屈はどうあれ,死刑を言い渡したらこの人は死ぬんだと思ったときの精神的負担というのは,模擬裁判では全然出てこない。

裁判員逃れのために、私は絶対死刑はやりませんという人が、選任手続の中で不選任になるのであれば、これを悪用されたら困る。死刑と判断した後のフォローとして、裁判官はどう考えて死刑と判断した、精神的負担はこのようにして克服したみたいな体験談を披露してもらえると、普通の人も、プ

口でもこれだけ悩んでいて、こうして克服されたとわかるのかなと思う。

葛藤はするが、結局、職業裁判官として、プロとしての理論に従う、理性に従うというところで、個人的な感情を抑えていく。だから、いろいろな方面から考えて死刑が相当だということになれば、裁判官としては死刑を言い渡さざるを得ない。

そこが職業裁判官と素人の裁判員の違いだと思う。だから,重大でない事件で訓練していく方がいいのではないか。

結果があまりにも不公平な結果になってはいけない。その点をどうやって調整するのか。バランスの問題ではあるが、統計のデータを示すなどして、ある程度裁判官がリードしなければいけない部分もあるのではないか。データを裁判所が示す以上は、どういうデータを示しているかというのは当事者にわからなければいけないので、それは事前に検察官や弁護人もわかるようなデータのシステムを裁判所は検討している。

中小企業の場合,裁判員等に選ばれた人の代替要員の確保は難しいかもしれない。

代替性があるかと言われれば、あると言わざるを得なくても、代替要員で 仕事がうまく流れていくとは限らない。アルバイトなどに代えると効率が悪 くなることが多い。

裁判所が,代替要員では不十分とか,それで損害が生ずるという判断ができるかどうかは,どういう資料を出してもらえるかにかかってくる。

代替性があるか否かは対象となる人次第である。例えば、野球の4番バッターが抜けられたら、大企業であっても苦しいというのが本音である。8番バッターを抜かれた場合はどうかといったら、国の制度としてやっていくんだったら協力させてもらえるというところだと思う。現実には当たってから考えざるを得ない。そこまで検討できていないのが現状である。

大学でも3日続けて講義が抜けたら,補講する機会がなくなってしまう。

代替の講義というのは考えられないので、大学の教員が選ばれたら代わりの 人がいませんとお断りする話になりかねない。

取引先との話となると、自分が担当になっていても、代わりの者が取引先に行けるけれども、先方の気を害してしまって、今後の対相手企業との関係がうまくいかなくなる可能性もある。「裁判員」のDVDは、裁判の間に行われた取引先との交渉を部下にやらせ、うまくいったのでハッピーエンドでよかったが、交渉はやってみないと分からない。

また,裁判員候補者になっているということは対外的には言ってはいけないとなっているが,取引先には説明せざるを得ない。

候補者となった人が、辞退事由として、代わりの人がいないというのはいいが、使用者は従業員に辞退を指示することはできない。だから、企業としては、裁判員に送り出す態勢をとっておかなければいけないと思う。

選定基準は全国で統一されているのか。

個別の事件の選定の判断は,その裁判体の専権事項となる。

8 次回委員会の開催日時

平成21年1月26日(月)午後1時30分から開催することが決定された。

9 次回委員会の意見交換テーマ

次回のテーマについては,おって決定することとされた。

10 閉会(午後3時30分)